

令和7年第3回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第3号)

招 集 年 月 日	令和7年3月26日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和7年3月26日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和7年3月26日 14時30分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 7 名 欠 席 3 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △Ⓞ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	△
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	△
	9	笠井 清孝	△
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	3番	沖 貴雄	
	5番	藤井 里枝	

議長	<p>総会を開会させていただきます。 本日の出席委員7名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和7年第3回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(14:00)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に3番委員と5番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、田原和朗氏と西山はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提出された議案第19号から議案第22号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第19号について事務局より提案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は■■■■■、氏名が■■■■■さん、耕作面積は1,365㎡です。譲受人の住所は■■■■■、氏名■■■■■さん、耕作面積は0㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字下筒賀、字東高下、地番が2422番1、地目が田、面積が968㎡です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて7番委員より説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>はい、議案第19号の説明をいたします。議案書1ページをご覧ください。図面は2、3ページです。場所は殿賀大橋の高下側より南西へ200mほどのところ です。3月18日に譲受人の■■■■■さんと現地にて聞き取り調査をいたしました。譲受人は地域の方から、申請地が自宅の隣なので世話をしてほしいとの話があり譲受人となったとのことでした。無償でもよいと言われたのですが、お礼を少しばかりして購入されたとのことでした。機械はコンバインと乾燥機を持たれています。議案書は耕作面積0㎡とありますが、現状、自宅周りの田において田植えまでは百姓屋さんをお願いをして、その後は自分で世話をしてい</p>

議長	<p>るとのことでした。申請地も今年は無理かもしれませんが、来年からは同様にしていきたいとのことでした。また、トラクターの購入等も考えられております。今回の申請地を含め周辺の農地利用に影響ありません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案第19号について審議に入ります。議案第19号について、質疑ありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第19号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第19号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第20号について事務局より提案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は1,614㎡です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は0㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字津浪、字中之原、地番が175番1、176番、256番1、256番6、257番、258番、348番、地目が畑と田、合計面積が1,614㎡です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため家屋と併せて譲り受けとなっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>はい、担当の4番委員が欠席していますので、代わりに議案第20号の説明を読み上げさせていただきます。議案書の4ページをご覧ください。図面は5、6ページです。3月18日に4番委員と申請者代理人■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さん立会いの下現地調査、また、譲受人に聞き取りをした結果について説明いたします。申請地は加計スマートインターから東へ約300m進んだ場所に位置しています。譲渡人の■■■■■■■■■■さんは東広島市内に居住されており、申請地の管理が困難な状況です。譲受人の■■■■■■■■■■さんはここ1年ほど安芸太田町内で農地付きの家を探されており、この度、図面の255番地の住宅と併せて申請地を購入されるものです。譲受人は在宅ワークが中心の仕事をしており、年間150日以上農業従事が可能で、5年の農業経験があり、また、農業経験20年のお父さんと同居人1人も一緒に耕作されるということです。農機具は草刈り機を所有され、耕運機を導入予定とのこと。周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各</p>

	<p>号には該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願 いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 20 号について、審議に入ります。議案第 20 号について質 疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 20 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願い します。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数でありますので、議案第 20 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第 21 号について事務局より提案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請 者、譲渡人の住所は [REDACTED]、氏名が成年 被後見人 [REDACTED] さん、成年後見人 [REDACTED] さん、耕作面積は 5,590 m²です。 譲受人の住所は [REDACTED]、氏名が [REDACTED] さん、耕作面積は 0 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。 申請地は大字寺領、字岡野原、地番が 1328 番 4、1331 番 3、字丸原、地 番が 1818 番 1、1823 番 3、1865 番 4、地目が畑と田、面積がそれぞれ 87 m²の 15 分の 3、503 m²の 15 分の 3、1,864 m²の 15 分の 3、2,313 m²の 15 分の 3、823 m²の 15 分の 3 です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため 譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて 2 番委員より説明をお願いします。</p>
<p>5 番委員</p>	<p>はい、議案第 21 号の説明をいたします。議案書の 7 ページをご覧ください。 図面は 8、9 ページです。3 月 13 日に現地確認し、17 日に [REDACTED] [REDACTED] の [REDACTED] さんに聞き取りをしました。申請地 5 筆共通で所有者が 5 名、15 分 の 3 ずつ所有しており、そのうち 1 名の所有分を売買により所有権移転するも のです。所有者は全員親族であり、譲渡人と譲受人の関係も親族になります。 譲受人は申請地の一番近くに居住していることから、以前より実質的に管理を されております。息子さんも時折帰り、作業をされるということです。田の 1818 番 1、1823 番 3 は以前より寺領の [REDACTED] へ委託されており、今後も委託するそ うです。農機具も所有され、農作業にも従事されており周辺の農地利用に影響 ありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可相 当と判断しました。審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 21 号について、審議に入ります。議案第 21 号について質</p>

議長	<p>疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 21 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 21 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 22 号について事務局より提案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第 22 号の説明をさせていただきます。議案と一緒に送付させていただいた安芸太田町独自小規模出荷者農業者認定申請書をご覧ください。今回は■■■■さんからの申請です。申請モデルはⅡ型、猪山と上筒賀で 43.38a を耕作されています。就農形態については、引き続き営農を同規模で継続とされています。営農計画の概要や意欲についてですが、冬季の野菜、にんにくを栽培し、売上金額 100 万円を目指すとされています。2 ページ目をご覧ください。生産計画ですが、主に作付けされているのはみょうがとかぼちゃです。現状の売上金額が 623,060 円ですが、3 年後の出荷販売目標は 100 万円を目指しておられます。3 ページ目をご覧ください。今後は運搬車の購入を検討しておられます。■■■■さんの方ですが売上金額が 623,060 円とありますが、事務局に提出された JA の販売代金精算書を集計したところ、おおよそ 90 万円程度の売上げが現状であるということがわかっています。主にとれたて元気市や A コープ宮内で販売をしておられます。その中で今年からは新たににんにく栽培をしたいとお伺いしております。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第 22 号について審議に入ります。議案第 22 号について、質疑ありませんか。2 番委員。</p>
2 番委員	<p>申請書の農地の方で猪山の 684 番はないように思うのですが。違う場所で 648 番なら同じ方の名義であるのでそちらではないかと思うのですが。</p>
事務局	<p>確認しておきます。</p>
議長	<p>私の方からですが、申請者は今までが元気市主体で出荷しておられますが、この事業自体が新しい道の駅の産直市を盛り上げようと取り組んでいる中で、今後販売の方向として販売額が増えれば産直市に出荷するということではなく、全てではなくても主な出荷先を太田川産直市として考えてほしいと思うのですが、その点を本人はどのように考えておられますか。</p>
事務局	<p>その点についてはお話させていただいております。新しい道の駅に向けて出</p>

議長	<p>荷を増やしていきたいということで、太田川産直市に出荷をするようお願いしておりますし、本年からはぜひ出荷していただこうと考えています。</p> <p>太田川産直市を主として出荷してほしいと思いますので、その点は十分伝えていただきたいように思います。 それではここで一旦休憩にします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>休憩を廃し、会議を再開します。 事務局より結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、審査判定の方が平均71.4点となり、60点以上でしたので認定となります。以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第22号は申請のとおり採択いたしました。次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、資料1をご覧ください。地域農業経営基盤強化促進計画の作成について報告をさせていただきます。こちらは以前からご協力をいただいております、地域計画について公告を行ったことの報告となっております。インデックスを付けておりますので、ご担当地域についてご確認をいただくようお願いいたします。地区ごとに地域計画の本文、目標地図の順で添付しております。なお、協議の場から変更となっている点は寺領地区、下殿河内地区での■■■■及び■■■■の集積面積が若干変更となっております。今後のスケジュールとしましては、年1回協議の場を行い、内容の確認、変更を行う予定です。農業委員の皆様には、今後、目標地図の色がついているところを増やしていくためにご協力をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、事務局より次の報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地法第3条の3の規定による届出書が5件出ております。資料番号は2、1から10ページをご覧ください。広島市の■■■■さんから2件、安芸太田町の■■■■さんと■■■■さん、安芸太田町の■■■■さんからの相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑ありませんか。3番委員。</p>

3 番委員	<p>■■■さんの届出ですが、現況が宅地になっている農地があるのですが、これは後に転用申請を出してもらおうようになるのですか。</p>
事務局	<p>こちらに関しては、過去に 4 条の転用許可が出ていたので登記の手続きをしていただくように話をさせていただきました。</p>
3 番委員	<p>転用許可は受けていて、法務局で地目変更の手続きをしていなかっただけということですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
3 番委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>その他に質疑ありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
会長	<p>質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。 これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和 7 年第 3 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(14 : 30)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>5 番委員</p>